

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	山本 賢治
【住所又は本店所在地】	愛知県名古屋市中区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年3月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社安江工務店
証券コード	1439
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）及び名古屋証券取引所市場第二部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山本 賢治
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部IR担当 青山 鮎子
電話番号	052-223-1100

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	印田 昭彦
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市天白区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	時田 光一郎
住所又は本店所在地	愛知県日進市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	浅井 重臣
住所又は本店所在地	愛知県一宮市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

5【提出者（大量保有者） / 5】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	國吉 拓
住所又は本店所在地	兵庫県尼崎市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

6【提出者（大量保有者） / 6】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社ヤマモト・トラスト

住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田三丁目32-8
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

7【提出者（大量保有者） / 7】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社山西
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田二丁目1番13号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

8【提出者（大量保有者） / 8】

個人・法人の別	法人（信用金庫）
氏名又は名称	岡崎信用金庫
住所又は本店所在地	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

9【提出者（大量保有者） / 9】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	鬼頭 裕美
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中川区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

10【提出者（大量保有者） / 10】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	永田 岳則
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中川区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社安江工務店 経理部 I R 担当 青山 鮎子
電話番号	052 - 223 - 1100

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年2月21日
訂正箇所	令和4年2月21日に提出しました変更報告書 2の記載事項に一部誤りがございましたので、以下の通り訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者） / 4】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者） / 5】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者） / 5】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者） / 6】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	合同会社ヤマモト・トラスト

住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田三丁目32-8
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者） / 6】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社ヤマモト・トラスト
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田三丁目32-8
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

7【提出者（大量保有者） / 7】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社山西
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田二丁目1番13号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

7【提出者（大量保有者） / 7】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社山西
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田二丁目1番13号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

7【提出者（大量保有者） / 7】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

7【提出者（大量保有者） / 7】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

8【提出者（大量保有者） / 8】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	岡崎信用金庫
住所又は本店所在地	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

8【提出者（大量保有者） / 8】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（信用金庫）
氏名又は名称	岡崎信用金庫
住所又は本店所在地	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

8【提出者（大量保有者） / 8】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

8【提出者（大量保有者） / 8】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

9【提出者（大量保有者） / 9】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

9【提出者(大量保有者) / 9】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

10【提出者(大量保有者) / 10】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

代表提出者との共同保有を解消しました。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

10【提出者(大量保有者) / 10】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年2月21付で代表提出者との共同保有を解消しました。